

Title	ユルスター著『争議権と争議法』
Sub Title	J. De Hulster : Le droit de grève et sa réglementation
Author	阿久澤, 龜夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.3 (1954. 3) ,p.62- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540315-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法令審査制度を巧みに比較し、これに關する問題を整理して、その論争點を明らかにし、全體の展望に非常な便宜を興えた價値を見逃すことはできない。後半の各項目は、夫々徹底的な考察を必要とする研究課題であり、そこに紹介された種々の見解は、簡略であるとはいへ参考とならう。訴訟が政治的に利用される傾向の強くなつた現在において、憲法裁判所と雖も政治的判斷を排除しなければならぬことを強調した點は注目されるべきである。特に新しい理論を展開したような書物ではないが、この課題の研究者には、便宜を興えるのではなからうか。

(田口精一)

J. De Hulster :

Le Droit De Grève et Sa

Réglementation

1952, p. 222

ニルスター著 『争議權と争議法』

1

勞働基本權に對する人々の權利意識および國家の立法は、ここ一世紀の間各國においてめざましい進歩をなしている。

フランスの争議立法は、一八六四年五月二五日法から始る。本法は、團體行動の正常な行使により引き起される犯罪的事實に對し、一部その合法性を法認するものである。つきに立法された一八八四

年三月二一日法は、團結および團體行動を法的に容認している。しかし、これら立法の根底には、フランス民法により長年の育成されて來た近代市民社會の法意識が明確にうかがわれ、それが支配的である。兩法ともにその意圖するところは、勞働者の團結および組合活動の自由を確保せんとするものであり、それ以上に争議權を認め、團結および組合活動を權利として法認するものではない。争議權が權利としてフランス人の間に意識され出したのは、二〇世紀初頭におけるゼネスト、政治スト頻發後のことであり、しかも組合運動強壓の暗い影の中からそれに抗する力に支援されつつ徐々に形成されて來たのである。かくて一九四六年のフランス第四共和國憲法は、その前文において争議權を法律中に明確に規定し、これを法律上保障すべきことを定めるに至つた。

フランス争議法の立法過程は、概略右の通りであるが、これらの法律が實際どのように解釋適用され、どのような判例となつたか、他面學説はどのように動いたかなどを考察し、争議權および争議立法の研究をしようとするのが本書である。本書の構成は、二部からなり、第一部は六章に分れ、第一章において勞働契約と争議との關係、第二章において一九四六年憲法前文について、第三章において一九四六年以降の判例について、第四章において意業について、第五章において一九五〇年二月二一日法について、第六章において争議の刑事および民事兩責任についてのおの論究している。第二部は前半において争議法の各國比較法研究をし、後半においてフランス争議法における問題の指摘と究明を試みている。以下この順序に従い、なお詳細に本書を紹介してみることになしう。

著者は、最初において爭議權の概念決定をするのであるが、その前提として想定される三つの概念についてのおの考察する。第一に爭議權 (*le droit de grève*) と考えられるものは、公の秩序を害することなく、また他人の自由を侵害することなくしてのみ認められる自由權の一種であるとする。第二に考えられるものは、爭議における權利 (*le droit à la grève*) といわれ、組合行動そのものによつて守られる權利である。學說上この權利は、憲法前文に法的根據を置いて考えられている。著者は、この爭議權について「法の範圍外にあり、われわれの研究外のものである」としているが、この著者の理解には根本的疑問が持たれる。第三として考えられるのは、爭議の權利 (*le droit de la grève*) といわれるもので、具體的に立法された爭議法が保障し、規定している權利をいうのである。著者は、第一の爭議權概念は、他の自由權と併列する爭議權そのものの法律上の本質を意味し、第三の概念は、具體的法律において個々の保障される爭議權を意味するとなし、兩者は不可分の關係において爭議權概念を形成しているというのである。右の爭議權に對する理解こそフランス破毀院の理解と類似するものであるが、既に憲法前文の規定が置かれて今日において、第二の爭議權概念を排除していることに大きな誤を見出すのである。しかしフランスにおいていまだ右のような爭議權概念が存在し、これが破毀院を支配していることは注意しなければならず、その原因が何であるかを考察することはフランス勞働法における重要な問題であらう。

紹介と批評

本論において第一に問題となるのは、勞働契約と爭議の關係である。すなわち爭議は勞働契約を破棄 (*la rupture*) するの、か、それとも勞働契約内容の履行を一時停止せしめるものかその何れであるのかという問題である。この問題は、かつて最も激しく論議されたが、既に現在では爭議によつて勞働契約は破棄されるものでないとするのが最も自然な考え方となつてゐる。しかしこの問題そのものの理論的究明は、勞働契約の理解に大きな役割を果すであらう。著者はこの問題について破毀院判例を考察し、一九三九年に至るまでの判例理論を紹介する。その概略は、爭議は勞働契約を破棄し、それによつて民法第一一八四條および第一七八〇條が適用されるとする。そこには勞働者の自由意思と自由行動とが契約を破棄するという考え方が存在している。右の考え方に對しては、(一) 爭議における勞働契約の侵犯は、勞働者のみだけの責任ではない、(二) 勞働力提供を停止せしめているのは、勞働者の全くの自由意思ではない、(三) 勞働契約を破棄せしめようとする意思は時によつては當事者間に認められないなどの批判的考え方が表明されることになつた。かくて高等仲裁法院は、フランス破毀院の結論に反し、爭議中の勞働者個々の契約は破棄されるものではないとの結論を出し當時注目を引いたのである。學說もこの問題については二つに分れてゐるが、學說の大勢は、契約履行の停止説をとる。その第一として *Planol* は、法律上契約が存在していることと、契約が現實に履行されていることとを區別し、爭議は、契約の存在そのものと何等關係なく、契約内

容の履行を休止するものであると解するのである。第二の履行停止説は Pic により主張された。Pic は、Planoil が争議という労働者の集團的労働の停止を、労働者個人々々の労働の停止の總和と考へるのに對し、これを「民法の非常に個人的傳統のうち止る」と批判し、争議に、労働者が個人々々に持つてゐる權利以上の權利、いかえれば集團的、團體的權利を認めようとし、その第一段階として個人的權利を前提とする民法適用の排除を望んだ。同じように Colin は團體的權利と労働者の個人的權利とを併存せしめ、問題の探究は、前者の究明によるものであるとしている。第三は、現代フランス労働法學を代表する Durand により主張されるものである。彼は、團體的權利について研究した多くの論文を發表しているが、争議と契約との問題については、争議が労働者に與えられた權利の實行であり、合法なものである以上、これにより契約が破棄されることはあり得ないとしている。著者は、この Durand の説を肯定しつつも、争議が契約の不履行を合法化するのは何故であろうか、その原因をなお追究して行くのである。しかし争議權を自由權と考へる著者の根本的態度からしては、遂に開明は不可能に終り、争議權の契約法に對する優越部分を認めることが出來ない。

四

著者は、第二章において一九四六年一〇月二七日のフランス第四共和國憲法について、第一に、その憲法中における人權宣言がどのような意味を持つつか、第二に、憲法前文がどのような法的效力を持つてゐるかを考察し、なお問題を考察しようとするのであるが、既

に述べたように、著者は、ここでも争議權を自由權の一種と考へる結果、明確な結論に到達し得ないのである。

右の労働契約と争議との關係についての論争は、一九五〇年二月一日法第四條が、「争議は労働契約を破棄しない。但し、賃金労働者の責に歸すべき重大な過失がある場合を除く」と規定することによつて、一應解決したわけである。しかし本條の適用範圍および解釋を繞つて、本條でいう労働契約の範圍を廣く理解するか否か、重過失とは何か、こうした解釋論中心の問題は今後に残ることとなつた。とりわけ本條があらゆる勞使關係に適用ありとする Durand の立場が、憲法前文の解釋との關係から一般に支持されている。本書の第五章は主として右の一九五〇年二月一日法について立法者——法案作成者——の考え方を紹介している。

争議權についてなお考察しなければならない問題は、争議行為參加者の刑事および民事上の責任である。著者は、刑事責任について脅迫罪、傷害罪、不法逮捕および監禁罪、住居侵入罪、竊盜罪、損傷罪などの争議行為中における成立を具體的に考察している。民事責任については、三つの面、すなわち國家機關の民事責任、労働者および労働組合の民事責任、使用者の民事責任についてのおの考察している。とりわけ労働者および労働組合の民事責任については、その責任を明確に規定する條項のないことからして、原則として民法第一三三二條が適用されるとしている。ここには大きな問題があるのであつて、直ちに民法第一三三二條を適用する著者の態度が妥當であるか疑問である。

五

本書は、最後の第二部においてヨーロッパ、アメリカおよび東洋諸國の爭議立法を紹介しつつフランス立法の批判へとおよぶのである。そのうち著者が特に問題とするのは、フランスにおける公益企業および國營企業において爭議行爲が禁止されていることについてであり、これが果して憲法に違反しないかを疑問としている。

(阿久澤龜夫)